

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement) (仮称) 交渉の大筋合意について

1. ^{アクタ} ACTA交渉

(1) 2005年のG8サミットにおいて、我が国は、増大する模倣品・海賊版の防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱。その後、日米共同のイニシアティブとして、議論をリードするとともに関係国に働きかけ。

(参考) 模倣品・海賊版の世界経済における取引額：約21兆円（2007年）

(2) 2008年6月に交渉を開始し、計11回の関係国会合を開催。
最終会合の2010年9月23日-10月2日の東京会合において大筋合意。

(交渉参加国) 日本、米国、EU及びその加盟国、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ

(3) ACTAにより、①模倣品等の輸出規制の強化、②インターネット上の違法コピー対策、③映画盗撮・不正ラベル対策の強化などが期待される。

2. 今後の対応

本条約締結*後、欧米等の他の締約国と連携しつつ、アジア諸国などに対し、本条約への加入を働きかける。

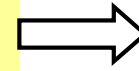
* 今後、条約案文の確定の後、署名・締結手続(国会承認)が必要。

ACTA条約のポイント

① 水際での対策の強化: 模倣品・海賊版の輸入に加え、輸出と通過を規制

○問題: 模倣品・海賊版は海外で製造され、第三国を経由して世界中に拡大

既存のWTOの枠組: 輸入のみ規制



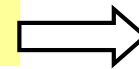
輸出と通過*を新たに規制

- 我が国は既に2006～2008年に法改正により導入済

② デジタル時代の対応強化(技術的手段に対する保護の強化)

○問題: 違法複製ゲーム、DVDなどの利用をブロックする技術(アクセスコントロール)を回避する機器等が流通しインターネット上の違法な複製ゲームや複製映像などが世界的に蔓延

既存の著作権に関する枠組: 不正なコピーに対する規制



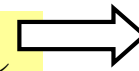
技術的手段の保護措置を具体化

- 我が国は更なる規制強化のための法改正を検討中

③ 映画盗撮、不正ラベルを規制

○問題: 盗撮された映画がインターネットを通じ世界中に拡大

既存の著作権に関する枠組: 映画盗撮行為に関する規定なし

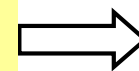


映画盗撮行為を刑事罰化*

- 我が国は議員立法で2007年に導入済

○問題: 不正ラベルと製品が別々に流通するなど、模倣品の流通が複雑化・巧妙化

既存のWTOの枠組: 模倣品の完成品(不正ラベル+製品)の取引を規制



不正ラベル単体を規制

- 我が国は既に対応済

[注: *を付した箇所は任意規定]